

第四十回 参議院商工委員会會議録第十八号

昭和三十七年四月五日(木曜日)

午前十時三十分開会

通商産業省重工業局車両課長 古沢 長衛君

委員の異動

四月二日委員小柳牧衛君辞任につき、その補欠として高橋進太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君
理事 赤間 文三君
委員 野木 亨弘君
牛田 寛君

委員

上原 正吉君
川上 為治君
小林 英三君
吉武 恵市君
岡 三郎君
近藤 信一君

国務大臣

藤山愛一郎君

政府委員

中野 正一君
森 清君

通商産業省

島田 喜仁君

通商産業省

今井 博君

事務局側

小田橋貞寿君

常任委員

小田橋貞寿君

会専門員

廣君

れまして、同法に基づき三十六年三月に海外経済協力基金が設立され、今日に至っております。

御承知のとおり、東南アジアその他の開発途上にある地域に対する経済協力力は、最近ますますその重要性を増してきております。すなわち、開発途上にある諸国は、急速な経済の発展と国民生活水準の向上を意図しているのがあります。このような諸国の要請にこたえて、先進諸国は、OECDすなわち経済協力開発機構の下部機構としての開発援助委員会(DAC)の設立あるいはインド、パキスタンに対する債権国会議の開催等に見られますように経済協力を国際的規模において一そう強力に、かつ、効果的に推進しようとしてきております。わが国といたしましては、このような世界経済環境のほかに、さらに、輸出入市場の開拓、確保といった国内経済面からの要請により東南アジア諸国等との経済関係の一層の緊密化をはかる必要がありまゝです。これらの国に対する経済協力を積極的に推進することがこの際特に必要であると考えられるのであります。

趣旨に御賛同いただき、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(武藤常介君) 本案の質疑は、都合により次回に譲ります。

○委員長(武藤常介君) 次に、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 ただいま自転車競技法等の一部改正案が議題となりましたので、この際、自治省にお伺いしたいと思ひます。

競輪が自転車産業の振興、地方財政面に寄与した面は、決して少なくないかと思ひます。しかし、もう今日では大かたその本来の目的というものを達していると、こういうふうには判断するのです。そこで現在地方財政が全盛入のうち、どのくらいを競輪収入に頼っておられるのか。これをまた昭和二十四、五年ごろと現在とを比較すると、競輪の収入、地位がだいぶ下がってきているというふうにも思ひます。けれども、実際の数字で見るとどうなるか、この点お示しを願ひたいと思ひます。

○説明員(茂木広君) 競輪の収益と総収入との関係でございますが、二十五年当時で申し上げますと、総収入の〇・四五%程度でございます。それから三十五年度の状況で申し上げます。

て其金の役割はさらに重要なものとなると思はれるのであります。今回の基金法の改正は、基金発足後一年の経緯から考えまして、その業務活動の積極化を期待する観点から提案いたします次第であります。

今回の改正の第一点は、基金の理事の定数を増加することです。基金の理事は現在二人で、うち一人は日本輸出入銀行の理事の兼任となっております。基金発足の当初は極力機構を簡素なものとす建前ではありましたが、小限にとどめたのでございまして、基金の資本金も三十七年度には発足当初の三倍以上ともなる予定であり、これに伴いその業務量も増大する見込みでございまして、こうした事情を考慮いたしましてこの際理事の定数を増加したいと存じます。

改正の第二点は、基金が貸し付けましたは出資をする場合の要件を改めることとであります。現行法におきましては、事業計画の内容が適切であり、その達成が確実であると認められる場合に限り貸し付けましたが、経済協力案件は事業の性質上、相手国の事情その他の不確定要素に左右される面が大きく、将来における事業計画の達成が確実でなければならぬという要件は厳格に過ぎますので、基金の貸し付けまたは出資を円滑に行なわしめる意味で、この要件を実態に即応するよう改正したいと存じます。

以上二点がこの法律案の内容でございします。何とぞ慎重御審議の上改正の

海外経済協力基金は、海外経済協力を促進することを目的として、東南アジア等の地域の産業の開発に寄与するため、その開発に必要な資金の円滑な供給をはかる等の業務を行なう機関として設立されたものであります。先ほど申し上げました理由で今後わが国に経済協力を一そう促進していく場合、経済協力促進の中核的な機関として

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。
本日は、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法案、以上三案の審査を行います。

○委員長(武藤常介君) 初めに委員の異動があります。これについて報告いたします。

去る二日小柳牧衛君が辞任され、その補欠として高橋進太郎君が委員に選任されました。

○委員長(武藤常介君) それでは、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

海外経済協力基金法は、昭和三十五年十二月公布、三十六年一月に施行さ

る法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

○委員長(武藤常介君) それでは、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

○委員長(武藤常介君) それでは、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。

が、全体といたしましては、競輪場の数がきまり、それと開催の回数というものがおのずからきまつておりますので、その範囲内において運用をしてやるのが適当ではないかというふうに考へております。

○近藤信一君　現在、競輪場を地方自治で持つておる数はどれくらいですか。

○政府委員（島田喜仁君）　四十四でございます。

○近藤信一君　最後に自治省にお伺いたしますことは、現在競輪を実施

ていない市町村の中に、おそらく赤字財政のところもあると思われ、競争を競輪を実施したくとも県内に競輪場がないためにできない、こういうところも相当あると思う。そういう市町村が他の都道府県なり市で所有してある競輪場を借りて実施できることがあるのか、またはそういうことはやれないと、こういうことになっているか。

それから施行者の交代制を広げてい

く考えは、ただいまの御説明によりまして、ないと思はるんですが、もし施行者の数を広げになるようなお考えであるならば、その点もひとつ聞かせていただきたいと思います。

○説明員(茨木広君) 当初の問題でございまして、競輪については、どうも今までの例がなかったと思ひますが、ほかの競技では実際外のもの

を借りておる場合がございまして、まあ、運営の本体といたしましては、やはりそこが有程度施行者としての責任を持った運営をしなきゃいかぬわけでございまして、したがって、できるだけの近い距離に競輪場があるということが全体の競技の適

正な運営をするという面からいって好ましいと考えております。したがって、原則的にはやはり同一県内の公共団体というふうに考えて参りたいというふうには思っております。しかし、それが非常に近いような、すぐ隣の町村で競輪場に非常に近いというような場合には、あるいは御意見のよう

な場合も考え得るかと思ひますが、一応原則としてやはり同一県内のものを優先的に考えていくべきであらうというふうに考えております。それから次は、交代制の問題でござ

います、これは答中にもありますように、全体の競輪場の数がまわって、したがって、おのずからそこで行なわれます回数が物理的に限定されてくると思ひます。したがって、それから上がる収入というようなものも限定されてくるということに相なってくるわけでございますので、他の困っている団体があるという場合については、やはり交代制というものも考えていかなきゃならぬ場合があると思ひます。

したがって、そのような事情が生じて参りますれば、やはりそういうような交代制をやってもよろしいことも指導して参らなさいかぬというように考えております。

○近藤信一君 そういたしますと、県内で持っているところはありますが、県内でない場合に、隣接しておる県、そういうところを利用するということがあり得ないということですか。

○説明員(茨木広君) 法的には別にそういうような見解がないわけではございまして、運営指導上の問題といたしまして、できるだけ近いところに競輪場があるということが好ましいというように考えております。ただ、交通機関の点もいろいろあると思ひますが、現実

にその住民が相当行っておるというような場合に、やはり益のほうにも均霑したいというふうな場合においても、あるいはそういうような場合においても、あり得ることが一応想定はされるわけ

でございます。ただし、指導上はできるだけ県内に限って参りたいというふうな気持はいたしております。

○近藤信一君 次に、通産大臣にお尋ねするのでございますが、大臣は、昨晩徹夜で石炭政策の問題で、まだお見

えになっておらないようで、森政務次

官が衆議院でも非常に御答弁をなされておりますから、森政務次官にお尋ねいたします。

競輪について多くの弊害があることは、次官も御承知のことと思ひます。しかし、その弊害があるにもか

わらず、昭和二十三年に自転車競技法を最初に成立させましたのは、ほかからぬわが党の発議でございまして、その当時は、戦災を受けて荒廃した都市も非常に多く、戦災復興という一つの大きな任務もございまして、また、世間の人心も非常に落ちつかなかったという

ことで、何か娯楽を求めて国民の虚脱状態を救済せよと、そういうふうなことから、その当時としてはきわめて適切な法律であつたと思ひのであります。

ところが、現在になってみますと、もう競輪は廃止してもよい時期ではないか、こういうふうに思ひます。機械工業の振興や地方財政の財源に資すること

もたいして重要でなくなつたようにも思われるわけではございまして、弊害だけが大きく目につくようになって参りまして、理想としてはもう競輪を廃止する時期に來たのではないか、

こういうふうに私どもは思ひわけなんです。これがわが党の考え方でございます。これがわが党の考え方でございます。まして、御承知のように、今国会へ、今後一年限りで競輪を廃止する、こういう法律案を提出したわけではござい

ますが、それが衆議院では、不幸にいたしまして、否決されたのでございまして、これは私どもはなほ遺憾とするところでござい

ますが、政務次官は競輪の利害得失についてどのように考えて

おられるのか、まずこの点からお伺ひいたします。

○政府委員(森清君) 確かに近藤さんの言われるように、競輪の被害というものは、これが当初の立法した當時は、戦災復興とか、あるいは関連産業の振興というようなことが非常に大き

かつただけに、そのことに目を奪われ、あまり被害の点は問題にならなかつたのであります。最近になりましてから、そうした目的がややなくなつて参りますと、確かに被害のほうが目立つようになって参ります。しかし私

どもは、その被害も十分に認めてはおりますけれども、同時にこのことが関連産業の育成、あるいは福利厚生のな

こと、あるいは体育、あるいは地方財政、そういうものになお多くの貢献をしてい

ることも認めざるを得ないと思ひのであります。したがって、そういう競輪の被害という点も十分考慮した上で、射幸心をかり立てないようにさ

まざまな検討をいたしまして、被害を最小限度にとどめ、りっぱな大衆娯楽として発達していくように考えて、今

回のこの措置になつたわけでありまして、私どもはその被害がわかればわか

るだけに、そのことを一々シラミつぶしに検討していきまして、そうして

りっぱな健全な大衆娯楽として育成していきたいと考えておるわけではござい

ます。

○近藤信一君 今、次官が御答弁なさ

いましたように、弊害の多いことも事実でございます。いろいろと、競輪

のために、一家心中をしたとか、またはどうしたとか、こういうことが非常に新聞にもしばしば報道される。しか

し同じ公営でも、競馬についてはそういうことがあまり表面に出てこない。

これは警察庁のお調べによりまして、競輪のほうの弊害が多い、こ

ういふことが言われておるわけですが、これは一体、競輪だけが社会悪といふふうな一般的認識というものがあ

あったと思うのであります。しかし、これが逐次改善せられてきて今日の競馬になって、大衆娯楽として発達してきたと思いますが、そういう関係で競輪もその弊害を逐次除去することに、よって私は大衆娯楽になっていくのじゃないか、それならば競馬と競輪と比較いたしても、決して競輪により多くの弊害があるというふうなこともなくなってくるのじゃないかと思ひますが、もう一つは、競馬と競輪を比較して、どうしても競輪のほうがいゝわば零細な方々がこれに興味を持っておられるという点にも一つの大きな問題があると思うのであります。そこで、そうした状況を承知すればこそ、今度の改正点にもなっているのをごさいます、ある程度の歴史が経過を、その間に欠点を除去していけば、私は、健全な大衆娯楽に、競輪もまたなっていくと信じております。

○近藤信一君 今、次官も御答弁されましたように、競馬のほうは歴史が古い、で、だんだんと今日のように改正されてきた。私どもの感覚からいいますと、戦前競馬が行なわれたという一つの基礎になったものは、軍で非常に馬というものが必要を生じた、そういうところで優良馬というものの奨励から競馬というものが行なわれたと私は思うのです。ところが、今日はいく軍隊もなく、また、農耕関係においても機械化してきた、農耕馬もあまり必要を感じない、また輸送面に対しても馬力というふうなものはもうほとんど姿を消して、ほとんどはトラクタということになってきた、そういうふうなことを考えますと、むしろ今日もう馬種改良とか何とかいうこ

とが必要でないのに、競馬だけが何か一般的には受け入れられている、競輪は今次官も言われましたように、また私どももそういうように感じておりますが、機械産業等に対するところの一つの振興という意味からまだ必要のようにも考えられるけれども、これがギャンブル性を帯びておるということで、これは非常に一般的には競輪の廃止という問題もほつぽつ出てくる、またそれを実施した市町村もあるわけなんです、私はこの点の、その歴史過程だけでこれがいろいろな批判を受けるといふふうなことは、何らかそこに割り切れないものがあるようにも思うのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(森清君) 仰せのとおり、私は歴史だけだと考えておりません。歴史と申し上げましたのは、その間に切磋琢磨をして、悪い面を除去して、次第々々大衆娯楽として、健康さになっていったからだと思います、そういう意味におきまして、競輪はまだ非常に年限が浅いだけに何かと、たとえば開催日等にいたしましても、四六時中開催していたというのを今度の改正におきましては土曜、日曜、祝祭日というふうに限定したというところによってそうした、一つ一つが次第に健全化へ歩んでいくのじゃないかと思ひます。ですから、歴史は大きな役割を果たしていると同時に、やはり大衆娯楽として健全なものにしていくという不撓の努力がこれは非常に大きなファクターになると存じます。

○近藤信一君 今回の改正案は、昨年の公営競技調査会の改正存続という答申の線に沿って提案されたと思ひますが、昭和三十五年に行なわれました競

輪審議会では、競輪の存続に関する答申の中にも、競輪は廃止するのが当然であると、こういうふうな意見も述べられております。そういう方もあるわけですが、おそらく公営競技調査会の委員の中には、やはり競輪等は理想としては廃止したほうがよいと考えている人もあったのではないかと。また一般の人々の中には、競輪などは廃止されることを心から願っている者も決して少なくないと思ひます。この一般大衆の声なき声を、一体どのようにしてあなただけのほうではとらえておられるのでございましょうか。たとえば世論調査で廃止と存続の調査をするというふうなことを試みてみたことがあるのかどうか。公営競技調査会も一般の意見を知

○政府委員(森清君) 私どもは競輪に對してのいろいろな意見があることは承知しております。そこで、公営競技調査会の方々の人選にあたって、十分大衆の意見が盛り込まれるような方々を御推薦いたしまして、それぞれの方々の御意見に従って、その結果を待つて措置したつもりでございまして、たとえば世論調査等は現実にはいたしておりません。

○近藤信一君 公営競技調査会のメンバーを見ますと、ほとんど存続賛成の方のほうが多いように私見受けられます。そこで、ただ公営競技調査会だけの答申案ということでは私は片手落ちのようにも思うわけなんです。そのことは、もう前のこれが改正案が出されたときにも、しばしば問題になったことと存じますが、この構成自体がもう開かなくても存続するのじゃないか、存続のほうの意見が多いというふうにも私もは考へておったわけなんです、そういう点に、私どもはただ公営競技調査会だけの答申に基づいて政府が存続するというところに踏み切られた、こういうことに対して私どもは非常に疑問を持っておるわけなんです、その点はいかがですか。

○政府委員(森清君) 公営競技調査会のメンバーは、今近藤さんのお話では、ほとんど賛成論者ばかりじゃないかと申されましたけれども、決してそれはなくて、調査会の委員の選任は内閣がこれを行なったのであります。賛否いづれの意見をも表明したことの、ない各界の代表者をもって構成したと聞いております。さらにまたこの調査会では、実地に十数へん踏査もし調査もしてきた結果が、こういうふうな結果となつて出てきておるのであります、さらにまた私どものところにも、たとえば競輪開催の市町村、そうしたところからも非常に熱烈な御要求もございまして、そうしたことは一切あげてこの調査会の結論に待つて私どもは措置したつもりでござい

○近藤信一君 競輪は自転車等機械工業の振興に役立っているのも一つの大きな理由ですが、いわゆる振興費は何もばくちのテラ銭から捻出するというようなことではなく、堂々と国の予算から支出して、そして機械工業の振興をはかるべきが筋道でないかと私は思う

○近藤信一君 今度の改正によりまして、法律の目的を広く、従来の機械工業の振興また合理化、地方財政の健全化に寄与するというところのほかに、新しく体育事業その他公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するというところも加えられているわけなんです。競輪の収益を社会福祉の増進、医療の普及、それから教育文化の発展、体育の振興等のためにも使えるようにしたのであります。このことは競輪の収益をこういういいことにも使ふんだ、こういうことを一般の人に宣伝するために幅を広げたやにも見受けられるわけなんです。もちろん競輪の収入が今までもそういう方面に役立っていることは、これは否定するものはいけません。しかしそれを大きく宣伝するのは、それによって競輪を正当化し、また競輪を温存させ恒久化させたいとい

のです。年間十二、三億円ほどの振興費がなせ、いつまでもこうしたテラ銭によって依存しておりまして、国の一般予算でまかなうようにできないものであろうか。競輪があるからというわけ、ただ漫然とそれに依存しているという点ではこれはいけないと思ひます。一体この点についてどのように政府は考へておられるか。

○政府委員(森清君) 確かに仰せのように関連産業の、たとえば自転車等の振興費は国の予算でまかなうべきことは当然であります。しかし私どももいたしましては、この競輪というものを開催する以上は、よりりっぱにその収益等を使いこなすことが正しいことではないかと考へまして、これに年々競輪からの収益を上げて、入れているのであります。

○近藤信一君 今度の改正によりまして、法律の目的を広く、従来の機械工業の振興また合理化、地方財政の健全化に寄与するというところのほかに、新しく体育事業その他公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するというところも加えられているわけなんです。競輪の収益を社会福祉の増進、医療の普及、それから教育文化の発展、体育の振興等のためにも使えるようにしたのであります。このことは競輪の収益をこういういいことにも使ふんだ、こういうことを一般の人に宣伝するために幅を広げたやにも見受けられるわけなんです。もちろん競輪の収入が今までもそういう方面に役立っていることは、これは否定するものはいけません。しかしそれを大きく宣伝するのは、それによって競輪を正当化し、また競輪を温存させ恒久化させたいとい

う政府の意図があるからだとは私は感ずるわけなんです。こういう経費についても、本来ならばこれを国の予算でまかなうべきでありまして、競輪の収入などに頼ろうとするのは、これはやはり社会政策の貧困を示すものだと思います。今の通産大臣が前に大蔵大臣をやっておられて、財政面のことでもこれはよく精通しておると思うのですが、そうした通産大臣が今回の改正案を出して、そしてこれを恒久化していかれるということは私はまことに遺憾だと思ひますが、この点について政府の御所見を伺いたい。

○政府委員(森清君) 決して体育医療その他に使うことを私は宣伝というふうには考えておりません。またそのつもりでそうした字句を入れたわけではございませんで、従来ともにこれは寄付金のような形で出しておりまして、この際交付金というふうにはっきり用途を明示したのであります。その意図もできる限り競輪というものの収益が有効適切に使われることを念願してのことでございます。宣伝的な意味は毛頭ございません。

○近藤信一君 先ほど次官が公営競輪とすることをしばしば申されておりますが、この点について、私、二、三お尋ねいたしたいと思ひます。公営競輪調査会の答申の中にも、公営競輪は「大衆娯楽として果している役割も無視することは出来ない。」と、こういうふうにあるわけなんです。一体大衆娯楽としてどのようなものがあると考えておられますか、具体的に一つこの点を示してもらいたい。競輪を含んでのいわゆる一般にわかれて大衆娯楽

というものです。これは局長でいいです。

○政府委員(島田喜仁君) 突然のお尋ねで、大衆娯楽とはどんなものがあるかと聞かれますと、戸惑いをいたすわけですが、まず公営競輪の中に、御承知のように競馬、競輪、オートレース、モーター・ボート、四つございしますが、そのほかにもスポーツもございしますし、それから映画、演劇のようなものもございしますし、パチンコもございしますし、マージャンもございします。大衆娯楽と申しますか、焼鳥、焼酎屋もございします。場末のバーあたりも大衆娯楽の機関の一つであらうと思ひます。あるいは囲碁、将棋等もございしますし、花等もございします。思ひ出ますまに大衆娯楽を並べてみますと、以上でございします。

○近藤信一君 この答申案の中にも、「公営競輪を全廃することはその影響するところ甚大であるのみならず非公開の賭博への道を開くことになる懸念も大きい。」というふうにあるわけなんです。そこで、もし競輪を廃止したとした場合に、非公開の賭博の道がそんなに大きく蔓延するといふふうに政府は考えておられますか。もし、それが非公開で、現在法律で禁止されている賭博でございしますならば、今日でもそれは取り締まりがされている、新聞にもしばしば賭博で検挙された面も出てくるわけですが、非公開の賭博行為は別といたしまして、競輪を廃止した場合の他のギャンブル性に富んだいわゆる政府の言葉を借りて申しますならば、大衆娯楽といふものが今局長が言われましたように、モーター・ボートだと何かとかなとたくさんあるわけ

けなんです。そういう面への流れ込みといひますか、そのほうに相当の興味を帯びてくるというふうにも、お考えになっておられるというふうには私に思ひますが、この点いかがですか。

○政府委員(島田喜仁君) これは推定になりますから、早計に結論を下すのはなかなか問題だと思ひますが、現在、競輪に一年間でどの程度入場しているかという入場者数を概略かいつまんで申し上げますと、三十六年度で約二千万人弱というところに相なるわけでありまして、先ほど競馬等についていろいろな事故が起こる点についてお話がございしましたが、競馬のほうはおそらく競輪に比べて半數以下の入場者ではなからうかと、こういうふうに思ひます。そこで先ほど私が大衆娯楽の中にはスポーツ性のあるものないものを維多に申し上げましたし、あるいは射幸性のあるものないものを維多に申し上げました。ところが、やはり二千万人のともかく入場者数があるというところは、ともかくいろいろ御批判はあろうかと思ひますが、相当な大衆性を帯びておるといふ面がございします。で、これを廃止した場合に、やはり公衆の場で健全な娯楽として運営をしていくか、あるいはこういうものをなくした場合に、はたしてそれらの人たちは全部こうした射幸性というものから全然手を引くかという点については、われわれ慎重に考える必要があるんじゃないか。こういうふうにお考えをしております。

○近藤信一君 そこでお尋ねいたしましたことはですね、競輪等が健全な大衆娯楽だといふふうにお考えを持っておられるかどうか。私も健全な大衆娯

大衆娯楽だといふふうにはどうも受け取りがたい。だからといって他のそれじゃパチンコだとか競馬だとか、こういうものが健全な大衆娯楽かというところはもうどうもまたないと思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(島田喜仁君) 自分身も実はたゞいまの競輪がそのまま理想的な健全な娯楽だとは遺憾ながら考えておりません。したがって、今後競輪というものを今度の改正案に織り込んで、あるいは制度の改善をいたしまして、そうしてできるだけ健全な大衆娯楽になるように努力をいたしたい。なお競輪といふものがそういうふうにした場合に、競輪といふものはやめるべきであるというところに相なりました場合には、これはやはり競輪の方向をいたしましては廃止というようにすることに相なるかも知れませんが、少なくとも私どもは政務次官が申し上げましたように、一つ一つの具体的に競輪といふものの運営を健全化、明朗化のほうに持っていくまして、世の批判に伺いたい。こういうふうにお考えをします。

○近藤信一君 大衆娯楽と申しますれば、大衆が楽しみにして遊ぶことができる、競輪場に入る人も非常に多いと思ひます。私に思ひますが、車券を買入人も多し、それを大衆といえるかどうか。やはり競輪場にたくさん入る人が行って、中でただ競輪だけを見ようかといふて行く人と、それからそうでなくて何かの目的があって入る人、そういうことを考えますと、やはり競輪に行く人は私は限られた一部の人だと思ひますが、そのファンが何万回か。私は今こゝで知りませんが、それ

がいつも行くのでございまして、映画とか野球のようにだれでも簡単に何回か行く。こういうふうなものとは全く質が違ふわけなんです。

○政府委員(森清君) 大衆娯楽の限界といふものはなかなかむずかしいことと思ひますが、実はたとえば競輪と競馬を比較したときに、競馬のほうが大衆性があつたといふことで、今も近藤さんの仰せのとおり、競馬の場合にはラジオやテレビでも放送するといふふうなことで、何といひますか、非常にギャンブルといふものから多少遠去かっている、娯楽的なものになつて

おると思います。ところが競馬の場合でも、私の友人で、行くと何万という金を持って行って、それをすってしまつて、家庭悲劇を起してしまつておる人もおられますし、また行くと自分に二万円持って行って、二万円で一日レクリエーションしてくれればいいのだということ、ほんとうに楽しんで競馬をやつておる人もおられます。要は、それを楽しむ人の心がまえだと思ひますし、競馬の場合でも、私の近所におるある肉屋のおやじさんは、土曜か、日曜しか競馬に行かない。しかもそれに限られた金を持って行つて一日を楽しんでくるといふことで、非常に肉屋のおやじさんは競馬の大衆娯楽としての価値を認めてゐるわけであります。そこで問題は、われわれとしてやらなければならぬことは、それを最大公約数的に考えて大衆娯楽でないような、いろいろな悲劇を招くようなこと、あるいは不幸を招来するようなこと、そうしたことをなるべくやめて、大衆娯楽の線にもつていこう、こう考へておるのであります。したがつて冒頭の近藤さんの御質問のように、はたして競輪は大衆娯楽であるかどうかという御質問に対しては、今の段階においては、やや弊害が目立っておるだけに、大衆娯楽だと言ひ切れない面がございますけれども、それを除去していけば、私は大衆娯楽として発展していく十分な要素を持つておると思ひます。

○近藤信一君 大衆娯楽といふことは、一般概念からいきますと、映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せもの、その他の室内娯楽もあるわけであります。その他今お述べになつてお

ますところの大衆娯楽として競馬、競輪、オートレース、モーターボート、パチンコ、こういうものもあるわけであります。このうち賭博行為を伴うものは、いわゆる公営競技だけにすぎないのであります。パチンコがわずかに賭博的興味がございませうけれども、これはかけを伴うあれじゃない。自分が買ったたまで自分が楽しむ、こういう仕組になつて、景品がそこで若干もえらるることになつておりますが、競輪等の公営競技が、はたして先ほど私が申し上げましたような健全な大衆娯楽の名に値するものであるかどうか、この点は私は疑問だと思ひます。この点はどうか。

○政府委員(森清君) 確かに現在の線、線を引きますと、これは大衆娯楽かどうかと言われれば私はまだ大衆娯楽とは言ひ切れないものがあると思ひます。重ねて申し上げるようござい

○近藤信一君 大衆娯楽にこれを持つていくということが今度の改正の一つの大きなねらいのように私は思ひますが、はたしてこの競輪というものが歴史過程から見ても、ほんとうに一般の大衆が楽しんでいくようなものになるかどうか、もしなるとするならば、一体政府はどのくらいの期間でそういうふうなところまで改良していきたいというふうにお考えになつておられるのか、この点は非常に伺ひたいと思ひます。御意見を伺ひたい。

○政府委員(森清君) 非常に今の質問はむづかしい御質問でございしますが、実は私もこの存廃をかけて公営競技調査会の二十数人の方々に諮問を申し上げまして、その方々がほんとうに真剣に先ほど申し上げましたように十数人も実際に現地に視察していただきまして、大衆娯楽という方向にいくためにはこういう改正をしなければならぬということ、たゞいま御提案になつておりますような改正案が出てきたわけでありまして、こうしたほとんど、専門家が言つてはちょっと語弊がありますが、とにかく少なくともこれを審議をしていただいている間は真剣に取り組んでいただましてこうすれば何とかうまくいくかもしれないということ、この改正を出しているのではありません、しばらく様子を見ていきたいと思ひてゐるわけございします。

○近藤信一君 競輪はギャンブルング・スポーツであるという言葉をよく聞かれます。なるほど自転車競技はオリンピックの種目の中にも加へられております。ほんとうに競輪がスポーツであるならば、賭博行為はなくても愛好されていいと思ひます。ところが競輪を見る人々はおそらくだれもが自転車の競争を見るのじゃなくて、先ほど私が申しましたように、あの走り廻り、自分のお金をかけて、かけた選手が出て来ると夢中になつて非常な関心を寄せている、あそこで、局長、次官、競輪場を見られたこと、あるかどうか知りませんが私どもはしばしば視察に行きまして見ておりますと、それに一喜一憂している光景が見られるわけでありまして、それは競輪のスポーツ性が賭博性に負けた結果だと私は思ひます。したがつて、競輪は他のスポーツ、たとえば

口野球、プロレス、相撲、ボクシング、こういうふうな観客を楽しませる、そういうして喜ばせるというふうなことではないわけですか。あそこを寄つて、ひとつもうけてやろうかと思ひながら競輪場に入る人、こういう人たちの喜ばせると悲しめる、こういうことであるとするならば、これは健全な大衆娯楽では決してない。賭博そのものだけがこれは重点的な問題に浮かび上がってくるのじゃないか、こういうように思ひます。この点はどうか。

○政府委員(島田喜仁君) 近藤先生の御質問ももの点がございします。御質問が、少なくとも競輪はスポーツ性とお話の射率性とが組み合わされておるとは事実だと思ひます。たゞ問題は、やはり車券を買つた者がでるだけこの的中率を多くいたしまして、言ひかえれば、大穴が当たつたり、いわゆるスルといふような感じをなくすために、できるだけの中率の多いような勝者投票法をやる、そのためには今度の改正でも最も中率の少ないような方法はこれをできるだけ制限をいたしまして、それで射率性をなくすようにもつていきたいというものが、実は今度の改正の大きなねらいでございします。したがつて、従来から見ますと、たゞいまお話のようにひとつ競輪でもうけてやろうというふうな面から見たおもしろ味はなくなると思ひます。ただいまのような方向を実は実施したいと思ひます。

○近藤信一君 私は競輪のスポーツ性をいかにして回復するかということが問題だと思ひます。オリンピックの競技種目にもございしますから、何とかして健全なスポーツとして注目されるようになってほしいと思ひます。ところが、今回の改正ではとても無理だと思ひます。しかし競輪と大衆娯楽、スポーツの振興に役かかっていると考えて、これを存続させようとする答申に基づいて、改正案が出されたのでございしますから、あるいはその名案が盛り込まれるかもしれない。その意味では競輪を見ない大衆を引きつけるような方策を何か考へておられるのかどうか、こういうことが私は非常に肝要だと思ひます。先ほども言ひましたように、だれが一体優勝したかということについては、一般の大衆はほとんど無関心、だれが優秀選手で、今度だれが優勝するか、たとへばプロ野球でございしますならば、もう始まる前から盛んに一般の中に、今年の優勝チームはどことであろう、またどの選手がどうだということ、は盛んに大衆の中に大きく浸透しておるわけなんです。しかるに競輪ではそういうことが全然うき上らぬ、ただ競輪やる者がこの点に興味を持つておる、そういうようなことからいいますと、この競輪というものは、施行者や選手やそれから賭博の常連だけ、こういう者だけが興味を持っておつて、まあ施行者にしてみれば、収益が一体幾ら上がるか、あそこでは大きな収益はなかつたか、少なかつたか、こういうこと以外に考へていない。また施行者や選手が非常にいろんな面でも苦勞をしてゐることもこれはわかるわけなんです。それから思ひますと、今度競輪場がそれ八百長が何だということと騒動が起きて

現在のような競輪はなくなってしまうに違いないと思うのです。そこで、はたして改正案で弊害が完全に除けるかどうか、以下若干のお尋ねをすることにいたします。

まず、この改正案によりまして、一休どの点が従来より改善され、また弊害が少なくなると思っておられるのか、具体的に御説明をしていただきたいのであります。

○政府委員(島田喜仁君) 競輪の実施に関します運営の面で弊害を除去いたすとともに、さらに競輪の改善を行ないたい、こういう考え方でございますが、まず、先刻当委員会におきまして、補足説明を申し上げましたが、要点は、午前にも御質問のあった競輪施設行者についての適正化が一つでございますが、二つには、競輪の実施機関の整備、強化の点でございます。それから第三は、競輪の健全化、明朗化でございますまして、投票法の問題、あるいは

手の体質改善等の問題でございます。
以上簡単でございますが、要点だけ
申し上げます、なお、御質問にお客
えいたしたいと思えます。

●近藤僧一君　それから、鼻、幸悟を失くすというようなことでございしますが、それでは前にも申しましたとおり、競輪そのものが死んでしまうといふふうにも考えられるわけなんです。

現行法でも、いわゆる連勝複式という車券は認められております。しかし、車券は認められておりますことと、どこの競輪場でも言うておりますことは、たしか今日そういう連勝複式という車券をやっていない、一カ所もやっ

ていない、この方式を今後採用するとう
いうことで射幸性をだんだんとなくし

ていくという、こういうことなんです
が、こうした制度がございまして、施
行者のほうで今までこれを採用しな
かったということは、射幸性が希薄だ
から、そういたしますとお客が来な
い。そこで今度の改正では、なるべく
射幸的要素を少なくするために連勝複
式をとらせるようにするんだ、こうい
うふうなことも考えておられるわけな
んです。そういたしますと、今後今
までのように、いわゆる大穴でも当て
てやろうかという、こういう考え方、大
穴が今まであったが、これからは連勝
単式という車を禁止する方向に指導
する、この点のようによろしくござい
ますが、この点のようによろしくござ
いませぬ。またこの投票方
法については、他の競馬等の類似競技
と同一歩調をとって実施する考えであ
るかどうかが、この点いかがですか。

○政府委員(島田喜仁君) たいだいまお
話しのようによろしくございまして、実
施しては、これができるだけ制限をし
て参りたい、ほかの四競技ともそうい
う線で話し合いをいたしております。
それから連勝複式等を採用いたしまし
て、その面でするだけ射幸性を少な
くして参りたい、こういうふうによろ
しくございませぬ。

○近藤信一君 改正案は、競輪を現状
以上に奨励しない、こういう建前を
とっていることと思ひます。そこで、
競輪場の新設の問題についてお尋ね
したいのですが、現行法の第三条に
よりますと、競輪場の新設は通産
大臣の許可を受けて認められること
になっております。しかし、現実には
昭和三十三年三月の閣議におきまして新
規設置は許可しない方針を決定したの
で、その閣議決定に従って三十年以降
新設されたものはないということでは
ありませんか、今後競輪場新設の申請
が出てきた場合、どう処理される方針
であるのか。法律では新設を認めてい
るのを、ただ閣議決定ということだけ
で押えることができるのかどうか。ま
し、むしろ、新設は認めないと法律に
はつきりとしたほうがよかつたように
私は思ひますが、この点お伺いたし
たいのであります。

○政府委員(島田喜仁君) 今後新設
は認めない方針で参るつもりでござ
います。
○近藤信一君 二番目の場外車券売場
の新設についても、これは同様でござ
いますか。

○政府委員(島田喜仁君) 同じでござ
います。

○近藤信一君 今度の改正案では、競
輪場についてはその設置だけについて
の規定だけであつたのを、移転、それ
から相統、合併、譲渡などの規定を加
えておりますが、このことはどうい
う趣旨からであるのか、売り上げの少
ない競輪場を他の売り上げの多くなり
うな土地へ移転しやすくしようとする
ために、こうしたことになるのか、ま
たは競輪場の所有者が競輪をやめた場
合、次に施行者にこれを譲渡できるよ
うにして競輪場の数を減らさない、そ
ういうふうな建前をとられる一つの手
段とする考えであるかどうか、この点
いかがですか。

○政府委員(島田喜仁君) まず移転の
場合でございまして、現行法でも実は
法律解釈をいたしましては、新設の場
合のみならず、移転もできることに実
はなっておりますが、今度改正におき
ましてはつきりいたしましたのは、移
転の場合にも自由に移転ができること
ではなくて、移転の場合も新設と同じ
ようないろいろな条件を付する、たと
えば二、三条件がございまして、移転を
いたした場合には移転先の府県知事の
承認を受ける、あるいは公聴会を開い
て意見を聞く、あるいは審議会にかけ
まして意見を聞くというようなこと
と、それから移転の場合にも新設の場
合と同じような条件を持つという、そ
ういう面で厳重に縛る意味でこれを明
示したわけでございまして、それから相
統、譲渡等の問題は、実は競輪場の問
題は、競輪場という物的施設の相統、
譲渡でございまして、法律的にこれ
を禁止することはなかなか困難でござ
いますので、現行法においても実はこ
の点は同じでございまして、ただ問題
は、いかなるものに譲渡されたか、相
統されたかということが不明確である
場合があるもので、その点を届出で
明示をする、これを的確に把握するこ
とという意味がございませぬ。ただかり
に譲渡、相統等行なわれた場合におき
ましても、施設の維持義務とか、その
他の義務は当然継承をされますので、
現在の所有者から譲渡もしくは相統に
よつて、これを受けたものの義務も全
く同様である、そういう意味で、ただ
届出の規定が入りましたのは、明示を
する、明確に把握するという意味で
ございまして、従来と変わりはござい
ませぬ。

○近藤信一君 移転されようとする
ば、移転の範囲はどのくらいに考へて
おられるのか。所在地と同じ県、市な
り等に限定されるのであるかどうか、
これは先ほども自治省にお尋ねした点
と同じでございまして、この点はいか
がですか。

○政府委員(島田喜仁君) 率直に申し
上げますと、その範囲は明確にきめて
おりませぬ。おりませぬが、おそらく
非常に遠くに移転するということとは
あまりないと思ひますが、ただいま申し
上げましたように、移転する場合に
は、ただいまのような前提条件がござ
いますので、もしそういう具体的な事
例が起きましたときは、諸般の情勢
を勘案いたしまして、移転を認めるか
あるいは認めないか、認める場合には
どういう範囲内に認められるかという
ことは、先ほどのような手続によりまし
て十分検討したいと思ひます。

○近藤信一君 そういたしますと、
まだその範囲はきめていないというこ
とでありますと、たとえば隣接した
県外へ移転されるというふうなことも
考えられるのでございませぬか。

○説明員(古沢長衛君) たいだいまの移
転の場合に、県外の移転を認めるかど
うか、こういう御質問ですが、これに
つきましては、従来も実際に取り扱
つた事例はありませぬし、今後もう
う場合は原則として認めない、こうい
う方針であります。

○近藤信一君 現在までに競輪場で移
転された例というふうなものがありま
すか、もしあるとするならば、移転し
た競輪場の名前と場所、移転の理由、
これらについて御説明願ひます。
○説明員(古沢長衛君) 移転につ
きましては、先般福島市にある競輪場を
津の若松に移転したというのが一件
ございまして、最近ではそのほかほと
んど事例はございませぬ。
○近藤信一君 福島にあったものを若松
に移転されたという、その理由は何で
ございませぬか。
○説明員(古沢長衛君) たいだいま申し
上げましたのは、間違つておりますの
で訂正いたします。会津の若松の市内
に、これは白虎隊の出たところの城で
近辺にありまして、この同一の市内で
移転をした、こういうこととございま
す。先ほどの福島にあるのをというの
は訂正いたします。なお、その理由は
鶴ヶ城が一応文化財保護の対象にな
つておりますので、保護委員会の方
より要請によりまして、これを移したとい
うわけでございまして、
○近藤信一君 競輪などの賭博行為が
白昼堂々と、公営競技の名のもとに行

なわれまして、競輪等による一家心中、自殺などの家庭悲劇や、それから殺人、詐欺、横領、こうした社会的な犯罪に至るまで、しばしば言っておりますように、悲しい不幸な出来事が実に数多く発生しているのではありません。また開催地ではボス、暴力団が横行しているということも事実でございます。このようなことが、競輪等の現実に行なわれている今日の姿じゃないかと思ふんです。このようなことがどうして大衆娯楽と言ふことになるか、と云うことが、今度の改正にあたつて、これらの悲劇が起こらないよう、どのような配慮がなされたでしょうか、その点をお示し願ひたい。ただ、先ほど来からの御答弁では、健全な大衆娯楽にするために、いろいろな法改正をやつて努力をしたい、こういう御答弁でございますが、重ねてこの点をお尋ねいたします。

○政府委員(島田喜仁君) 家庭悲劇が起りましたり、あるいは騒擾等の発生をいたしましたことは、まことに遺憾のきわみでございます。ただそういう事例は、競輪のみならず、そのほかにもそういう事例というものが起こつておりますので、私どももいたしまして競輪、あるいはオートレースを担当するものとしては、そういう事態の起こらないような方法を競輪の運営について考えることはぜひ必要だと思ひますが、ただそういう事例の起こる根源をなくすることが本競輪の直接の目的ではございません。ただし今申し上げましたように、競輪の健全な娯楽としての、あるいは大衆スポーツの方向への誘導によりまして、たとえば先ほど申しましたような射幸性をなくす、あるいは開催日を制限する、あるいは環境をよくする等の方法によつて、ただいま申し上げました家庭悲劇、あるいは騒擾事件等をなくする方向で、私どももいたしましては最善の努力をいたしたいと思ひます。

○近藤信一君 競輪は自転車の競争ということでございしますけれども、実際にこれは人の競争だと思ふので、したがつて最も八百長が行なわれるやうな状態にあることも事実です。競輪には八百長が多いとの批評もよく聞かれますが、今度の改正を機に、八百長レースに端を発して大きな騒擾事件まで発展したこともあり、八百長の防止には厳重な指導監督が必要だと思ひますが、今度の改正を機会に、どのようにしてこうした八百長レースというものがなくなつていくように努めておられるのか、その考え方についてお聞かせ願ひたいのであります。

○政府委員(島田喜仁君) まず第一には選手教育、あるいは訓練を今以上に徹底をいたす考えでございます。日自振等を通じて、さらに教育、訓練を徹底いたす、あるいは再訓練をいたす。それから選手のかんによりましては登録を取り消す方法を法的にも明らかにいたしまして、選手の質の向上をはかりたいと同時に、選手がそういう八百長をやるやうな背景をいたしまして、選手の待遇、あるいは生活の問題、あるいは選手をやる場合の、退職の場合の問題等を基本的な考え直しまして、訓練もしくは欠格者の排除、さらに積極的な面におけるたゞいま申し上げました待遇改善の問題をあわせ

て改善をいたしまして、ただいま先生のお話の八百長等の出ないやうな方向で進んで参りたいと思つております。

○近藤信一君 今、局長が御答弁になられましたように、八百長の一掃大きな原因は選手が誘惑に負けるというところなんです。日経に出ておりました山本清治という選手も言つておりますが、一番こわいのは誘惑である。自分としてはどんな誘惑にも負けずに今日までやつてきた、ところがもう人間でございしますから、しばしば誘惑に負けやすい。特に選手の待遇というものが判然としていないと、頼まれてひとつもうけてやろうか、こういうふうな悪い考えの起こつてくることも事実でございます。まして、これは機械というものの、実際は足で走らなければならぬという競争でございしますから、そういう誘惑には非常にかかりやすいと私は思うので、今度の改正を起点として選手それから従業員、これらの待遇上の問題は、今、局長は十分考えていきたいというところでございします。ただ十分考へていくというだけではなくて、もつとはっきりした方針というものを打ち出すべきじゃないかと私は思うのです。この点はどうですか。

○政府委員(島田喜仁君) ひとつには実は、今国会に提案をいたしております法律の改正案は、まずその基本的な考え方を法律に織り込んだわけでございします。なお、その法律改正に織り込む面において、ただいま先生の少しだけなまぬるかつたのじゃないかという御質問かと思ひますが、実は選手の問題につきましては、待遇改善あるいは賞金制度の改善等につきましては、その財源問題と、それから同時に待遇あ

るいは共済制度の問題となりますと、なかなかむずかしい問題を含んでおりますので、できるだけ法律改正でその考え方、指導方針を織り込んだつもりであります。なお、政省令の段階あるいは運営の段階におきまして、ただいまの方針に沿ひまして改善をいたしたい、こういうふうな思つております。現在施行者あるいは自転車振興会あるいは選手会等が集まりました中央選手制度改善委員会というのがございします。そこでただいま問題を基本的な検討をいたしたつたありますので、その点で御了承をいただきたいと思います。

○近藤信一君 次に、選手と従業員の関係についてお伺ひいたしますが、現在選手それから従業員の数はどのくらいになっておりますか。

○政府委員(島田喜仁君) 競輪の選手が、ラウンド・ナバーで申し上げますが、約四千三百名でございます。それからオートレースの関係がその十分の一の約四百名でございます。従業員は全部で約六万三千人——ちよつと今数字をあれしますからお許しを願ひます。恐縮でございますが、競輪の関係は六万三千人でございします。オートレースの関係は後ほどまでに調べますので、次の質問を願ひます。

○近藤信一君 競輪を実施する上には競輪の選手がきつめて重要な地位を占めていられると思ひます。八百長をなくするためにも選手が生活の安定を得て初めて安心してレースに専念できることが必要であらう、かように私は思うので、今度の改正案で第十六条の三を加えたことは非常にけっこうなことだと思ひますが、ここには「通商産業大臣は、選手の福利厚生を増進を図り、

競輪の公正及び安全の確保に資するため、競輪施行者又は日本自転車振興会に対し、選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に關し必要な助言又は勧告をすることができ」と、ございします。これが今日でも施行者や自転車振興会が選手に対してとつてきた措置が不十分であつたと認めて、今回の規定をおかれたのであるかどうか、この点はいかがでございますか。

○政府委員(島田喜仁君) 率直に申し上げます、不十分であつたと思ひます。したがつて、ただいまのような規定を挿入したわけでございします。

○近藤信一君 さらにこの条文の中に「選手の相互救済を目的とする事業に対する助成」とは、具体的にどのようなことを考へておられるのか、お示しを願ひたいのであります。

○説明員(古沢長衛君) ただいまの共済制度につきましては、大体選手側で賞金の中から約一億二千万円、それから施行者側のほうから約四千三百万円、合わせまして約一億六千万円強の共済資金というものが年々出されておりますが、今回の改正を機会に、先ほども局長が説明申し上げましたように、選手制度改善委員会が現在検討を加えておりますが、その考え方の方角としましては、大体選手側が半分、それから施行者を中心としてその半分を助成をする、金額につきましては先ほど申し上げましたように、相当大幅の引き上げになると思ひますが、これは目下検討中でございます。

○近藤信一君 今度の法改正で、スポーツ、それから教育ですか、そういうような点にも充當できるように改正

されるわけでありますが、私は、機械工業の振興という面にされることは非常にいいと思う。過日、私は、同僚とともに工場または研究所等を視察しまして、昔と今との自転車の製造法なんかにおいても隔世の感があるということと、それからやっぱり技術研究所を持って、ただ自転車だけでなくして、他の機械産業の研究にも寄与してやる。こういう面に私は、競輪の上がりから助成金を出すということには私は大賛成ですが、自転車と何にも関係のないスポーツやその他の面に助成金を出すというふうなことは、私は問題があるんじゃないか。それよりも選手の問題をよくしてはんとしたら後顧の憂いのないような競輪ができる、安心して競技ができるように選手の問題という問題をまずもって私は考えてやるというこのほうが重要でないかと、かように私は思うのであります。ただ機械産業と何ら関係のないところに助成金を出して、いわゆる競輪は決してギャンブルだけのものじゃない、こういう面にも寄与しておるのだ、こういうふうにも宣伝のために使っておられるように、私は、先ほども質問いたしましたように、どうもそういうふうな受け取れる。そういうところに助成をするのだったら、まずもって競輪の上がりをかせぐ選手の待遇をよくするということが意義があると、私はこういうふうに思うんですが、この点はどうか。

○政府委員(島田喜仁君) ただいま自転車その他の機械関係につきまして競輪の資金の配分をいたし、さらに研究所等の実施状況を御視察いただきまして、むしろ御推賞のお言葉をいただきましてまことにありがたく存じます。ただ先ほど政務次官からお答えをいたしましたように、競輪を一応存続するという前提に立ちますという、やはり広くわが国の経済の発展のみならず文化的な面におきましても、あるいは社会政策の面におきましても、日本の国が向上して参ります観点から各般の意見を総合いたしまして、必要な方面に出していくという、そういう考え方がおそろく公営競技調査会における答申にもなったと思えますし、それがやはり私どもは必要な施策である、こういうふうにも考えます。ただ、ただいま先生のお話の競輪を実施していく場合における競輪の公正かつ円滑な運営の実施のためには、選手が柱になるということはまことにごもっともでございます。この点も今度の改正におきましては重点の一つといたしまして、ただいま先生の御質問の趣旨に沿って実施をいたして参りたい、こういうふうにも考えております。

○近藤信一君 なぜ私がこういうことを申し上げるかという、今、局長も言われましたように、競輪の選手は四千三百人いる。しかしこの四千三百人が輪番的にずっとどこそこの競輪場へ今度は競走に行くと、こういう仕組みになっておられないわけですね。施行者のほうの要求によって選手が選定され、その要求による選手がその競輪場に行つて走るわけなんです。それでもあまり優秀でない選手は一回回って千円のトップ賞だけもらつたというところで、トップ賞かせぎという選手も中にはおられるわけなんです。そうすると、先ほど来言つておりますように、いろいろと自分の生活の安定ということもなかなかあり得ないというところで、誘惑にずるずるとのるということもある。そこで、私が考えますには、やはりその施行者の要求によって選手を選定するのでなくして、何かここにはかの機関で、この四千三百人の選手が同じように働けるような、そういう仕組みというものが一体できないものかどうか。こういう点はいかがですか。

○政府委員(島田喜仁君) 現在日本自転車振興会が選手の出場のあつせんを実はいたしております。一つの基準がございまして、その基準に従って選手の出場のあつせんをいたしておりますが、ただ問題がございまして、やはり選手の出場による競輪はスポーツでございますので、選手も優秀な選手と優秀でない選手が実はあるわけでございまして。優秀な選手は原則として高い賞金を得られる、成績のよい選手は賞金が少くない、こういう実は面がございまして、必ずしも成績の悪い選手が自分の希望によってある競輪場に、ある種目に出場するということはなかなかむずかしい面があるかと思ひます。しかししたいまお話の、やはり不正レートをこなす問題、あるいは選手の質の向上をはかるための背景としての待遇上の問題等を考慮いたしまして、今後選手の出場問題等につきましても検討をいたしたい、こういうふうに考えております。

○近藤信一君 今までの御答弁から考えますと、選手に關しましては、一歩前進した感が認められるわけでございますが、選手以外の従業員については、今度の法改正において何んなされておりません。何かこれについてお考えがございしますか。

○政府委員(島田喜仁君) 従業員の中には二つございまして、一つは公共団体に属する公務員としての性格を持つて居る従業員、実はそれが多いわけでございますが、なお、臨時従業員もございします。公務員の問題は御承知のとおりでございますが、臨時従業員につきましては、施行者とその従業員との随時の契約になっておまして、常用化という形になっておりません。ただ施行者に対しては、かつて国会におきまして従業員の待遇改善の附帯決議もございしましたので、関係方面には待遇改善について要望をいたして参りました。特に施行者に対して要望して参りましたが、施行者も臨時従業員の待遇改善には努力をいたして参つたと思ひますが、一応現在の状況を考えますと、臨時従業員の大部分は女子労働者でございします。しかもその圧倒的多数は未亡人もしくは家庭にある婦人が多い。しかも大部分は車券売場に従事するものでございまして、労働時間も大体六時間でございます。労働も単純労働でございしますが、その従業員の現金給与の推移を見ますと、三十二年に附帯決議がございしました当時は、全国平均で一日三百四十四円でございます。ところが、三十六年には四百九十円と四二%余りも上昇を示しております。なお、他の同様な労働者と比較をいたしてみますと、三十六年に競輪の臨時従業員は四百九十円でございますが、失業対策労働者は三百八十六円、それから臨時日雇い労働者の中で製造業をとってみますと五百二十七円、したがって、失業対策労働者よりは相当高く、臨時日雇い労働者の製造業関係に比べますとわずかながら低くなつております。ただ先ほど申し上げましたように、従業員が女子であるということ、労働時間が平均六時間から考えますという、むしろ従業員といたしましては、他の同じような労働者に比べますという、優遇されておるような感じを持っております。しかしこの従業員等につきましても、施行者等関係者に今後待遇改善につきましては十分な要望をいたしまして、遺憾のないようにいたしたい、こういうふうに考えております。

○近藤信一君 昭和三十三年の本法改正案の審査のときの当委員会の附帯決議の項目に、今局長も言われましたように、「競輪場従業員特に臨時従業員の身分について検討し、併せてその待遇改善について努力すること」と、こういう決議がなされて、大臣も御趣旨に沿うように努力しますという御答弁があったわけなんです。そこで今なるほどこの賞金の問題につきましては、三百四十四円が四百九十円に今日上がったと、一言言われますけれども、御承知のように競輪は雨が降つたならばこれは休みということもございしますし、一ヵ月通じて三十日行なわれるものでもない。さらに就労日数が二十五日なり二十五日というものは保証されておるというわけのものでもございしません。そういうことをあわせ考えますと、四百九十円といたしまして、これがたとえ——これはあちらこちらの競輪場を駆け持ちでも臨時従業員がやっておると私は聞いておるのです。そこで二十日働いたといたしまして

も、これは一万円にならないわけなんです。そうして今局長も言われましたように、この臨時従業員というものは、引揚者だとかまたは被災者の未亡人だとか、まあおにも未亡人が多いわけなんです。ところが就労時間が六時間だと今言われましたが、私は事実調査に行きまして、わずかの時間に、十分かそれらの十分ですか車券売る時間が、車券を売って今度次の車券までの間に全部清算して回らなければならぬ。さらに一方は賞金を払い戻すのは、同じようにわずかの時間に計算して、間違いない正確な数字を出して払い戻しをしなければならぬ。あの場面を見ておられますと、非常に神経が疲れるわけなんです。なるほど労働時間は六時間でございますが、相当神経は疲れるというのと、それからなみなみなぬ私は仕事だと、こう思う。そういうことを考えた場合に、四百九十円という臨時従業員の賃金は、私は決して高いものじゃない、かように思うし、また身分の問題についても、いろいろその後御考慮なさっておるようでございますが、私は臨時職員だからといって、その人たちがきょうだけ出てあした来るものじゃないという性質のものじゃないとせん。やはりなれた施行者側も臨時従業員をずっと次々と使っておるわけなんです、これはむしろ私はいわゆる常勤者と同じような建前じゃないかというふうにも思うわけなんです。そういう点を考えると、ただ文字に現われた臨時職員だ、こういうことだけでこれを処理しようというところに私は無理があると思うのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(島田喜仁君) 先ほど申し上げましたように、施行者と従業員との臨時契約になっておりますが、直接これに對しまして、積極的な指導等をとっておりませんが、ただいま先生の御趣旨もなるほどと思う点がございまして、今後待遇改善等々につきましまして、ひとつ施行者並びに関係者とも協議の上、できるだけそういう方向で検討いたしたいと、こういうふうに思います。

○近藤信一君 それから局長も御承知のように、今日競走労働組合というものがあられるわけなんです、この競走労働組合もおおむねこれは関西が中心となつて作られておりまして、その後全国的に組織をしようとして、この競走労働組合は努力をしておるのだが、ところによっては、いわゆる都道府県によつては、なかなかその労働組合に入ることをいやがって、間接的にいわゆる労働組合ができぬようにしておるわけなんです、こういうことはたとえ臨時職員であらうと労働組合を作らうという、そういう熱意に燃えておるのを、施行者側が労働組合を作らせないようにすることは、これは労働問題に關与するといふふうに思ふのですが、これはちょっと間違いかもわかりませんけれども、この点はどういふふうに考えておられますか。

○政府委員(島田喜仁君) 施行者とも話し合つております。

○近藤信一君 最後に、今度の改正案は競輪の健全化と弊害の除去、こういうことをうたつておるわけですが、実際に大きな弊害が除かれるとは今日の状態で思えません。ただ全体を通じて流れている考え方というものは、

競輪の温存と恒久化をはかつていることじゃないか。競輪などを廃すること、また廃止の方向にもつていくという考え方は、少しも持つておられなかった。もし不幸にしてこの法案が通ると喜ぶのは、いわゆる競輪のファンでなくて、競輪関係者だけに過ぎないと思うわけなんです。今までは常に競輪などの廃止論が出ていたために、比較的に緊張して競輪の運営ということに当たってきたわけでございますが、今度は競輪などは、一応この改正案が通りますれば、これは恒久化した形になるわけでございます。施行者などはこれは安心して、もういんじやないかといふふうにも思ふ。世論を氣にしまして、競輪といふものが今までなかなかいろいろな考え方、またいろいろな氣の使い方といふものもございまして、が、今度はもうそういうことじやなくて、きわめて安易な氣持で運営される危険性が多分にあると私は思ふんです。その点はあなたのはどういふふうなお考えを持っておられるのか。

○政府委員(島田喜仁君) 今度の法律改正案では、恒久法として本国会に提案をいたしております。先ほど来御説明を申し上げましたように、ここで競輪の公正な運営、あるいは適切な実施という観点と、そして健全な明朗な大衆娯楽にもつて参りたい、こういう考えから改正をいたしておりますが、そのためにはやはり設備その他環境の改善もいたさなければなりません。あるいはこの競輪の実施機関でございませう振興会を特殊法人にいたしまして、施行者から競技実施等に關する事務の委託を受けまして、責任をもつて実施する体制を作るための相当な改正でございますので、この改正によりまして新しい制度が運用されるためには、臨時立法あるいは臨時法では、安心してそういう制度の改正が行なれないわけでございます。選手の問題にいたしまして、選手制度の改善というのを考えても、やはり恒久的に、そういう方向で改善をされるという前提でなければ、おそらく臨時法であつたらば、私どものおらう競輪の健全化といふことは期せられませんか、恒久法にいたしたわけでございます。しかし先ほど申し上げましたように、今後競輪が実施されて参ります過程におきまして、世論の批判を浴びてやうり競輪といふものは廃止すべきであるといふことでございませうならば、この国会におきまして、いつでも廃止は可能でございます。重ねて申しますが、臨時法では私どもの考えております競輪の思い切った改正は不可能でございますので、恒久法にいたした次第であります。

○政府委員(島田喜仁君) 今度の法律改正案では、恒久法として本国会に提案をいたしております。先ほど来御説明を申し上げましたように、ここで競輪の公正な運営、あるいは適切な実施という観点と、そして健全な明朗な大衆娯楽にもつて参りたい、こういう考えから改正をいたしておりますが、そのためにはやはり設備その他環境の改善もいたさなければなりません。あるいはこの競輪の実施機関でございませう振興会を特殊法人にいたしまして、施行者から競技実施等に關する事務の委託を受けまして、責任をもつて実施する体制を作るための相当な改正でございますので、この改正によりまして新しい制度が運用されるためには、臨時立法あるいは臨時法では、安心してそういう制度の改正が行なれないわけでございます。選手の問題にいたしまして、選手制度の改善というのを考えても、やはり恒久的に、そういう方向で改善をされるという前提でなければ、おそらく臨時法であつたらば、私どものおらう競輪の健全化といふことは期せられませんか、恒久法にいたしたわけでございます。しかし先ほど申し上げましたように、今後競輪が実施されて参ります過程におきまして、世論の批判を浴びてやうり競輪といふものは廃止すべきであるといふことでございませうならば、この国会におきまして、いつでも廃止は可能でございます。重ねて申しますが、臨時法では私どもの考えております競輪の思い切った改正は不可能でございますので、恒久法にいたした次第であります。

正でございますので、この改正によりまして新しい制度が運用されるためには、臨時立法あるいは臨時法では、安心してそういう制度の改正が行なれないわけでございます。選手の問題にいたしまして、選手制度の改善というのを考えても、やはり恒久的に、そういう方向で改善をされるという前提でなければ、おそらく臨時法であつたらば、私どものおらう競輪の健全化といふことは期せられませんか、恒久法にいたしたわけでございます。しかし先ほど申し上げましたように、今後競輪が実施されて参ります過程におきまして、世論の批判を浴びてやうり競輪といふものは廃止すべきであるといふことでございませうならば、この国会におきまして、いつでも廃止は可能でございます。重ねて申しますが、臨時法では私どもの考えております競輪の思い切った改正は不可能でございますので、恒久法にいたした次第であります。

○政府委員(島田喜仁君) 今度の法律改正案では、恒久法として本国会に提案をいたしております。先ほど来御説明を申し上げましたように、ここで競輪の公正な運営、あるいは適切な実施という観点と、そして健全な明朗な大衆娯楽にもつて参りたい、こういう考えから改正をいたしておりますが、そのためにはやはり設備その他環境の改善もいたさなければなりません。あるいはこの競輪の実施機関でございませう振興会を特殊法人にいたしまして、施行者から競技実施等に關する事務の委託を受けまして、責任をもつて実施する体制を作るための相当な改正でございますので、この改正によりまして新しい制度が運用されるためには、臨時立法あるいは臨時法では、安心してそういう制度の改正が行なれないわけでございます。選手の問題にいたしまして、選手制度の改善というのを考えても、やはり恒久的に、そういう方向で改善をされるという前提でなければ、おそらく臨時法であつたらば、私どものおらう競輪の健全化といふことは期せられませんか、恒久法にいたしたわけでございます。しかし先ほど申し上げましたように、今後競輪が実施されて参ります過程におきまして、世論の批判を浴びてやうり競輪といふものは廃止すべきであるといふことでございませうならば、この国会におきまして、いつでも廃止は可能でございます。重ねて申しますが、臨時法では私どもの考えております競輪の思い切った改正は不可能でございますので、恒久法にいたした次第であります。

○政府委員(島田喜仁君) 今度の法律改正案では、恒久法として本国会に提案をいたしております。先ほど来御説明を申し上げましたように、ここで競輪の公正な運営、あるいは適切な実施という観点と、そして健全な明朗な大衆娯楽にもつて参りたい、こういう考えから改正をいたしておりますが、そのためにはやはり設備その他環境の改善もいたさなければなりません。あるいはこの競輪の実施機関でございませう振興会を特殊法人にいたしまして、施行者から競技実施等に關する事務の委託を受けまして、責任をもつて実施する体制を作るための相当な改正でございますので、この改正によりまして新しい制度が運用されるためには、臨時立法あるいは臨時法では、安心してそういう制度の改正が行なれないわけでございます。選手の問題にいたしまして、選手制度の改善というのを考えても、やはり恒久的に、そういう方向で改善をされるという前提でなければ、おそらく臨時法であつたらば、私どものおらう競輪の健全化といふことは期せられませんか、恒久法にいたしたわけでございます。しかし先ほど申し上げましたように、今後競輪が実施されて参ります過程におきまして、世論の批判を浴びてやうり競輪といふものは廃止すべきであるといふことでございませうならば、この国会におきまして、いつでも廃止は可能でございます。重ねて申しますが、臨時法では私どもの考えております競輪の思い切った改正は不可能でございますので、恒久法にいたした次第であります。

るものでございます。かつて鳴尾競輪場で大きな騒動事件が起きたときは、二カ月間の自粛中止でこれはお茶を濁したということもございまして、もし、今後このような大きな事故でも起きたときは、一体どう処理されるお考えでおられるのか、決意のほどを次官からお伺いいたしまして私のきょうの質問を終わります。

○政府委員(森清君) 今まで長い間、いろいろ質疑を、伺ってきた間に、私どものこの競輪に対する考え方、ある程度申し述べられたと思ひますが、何と申しましたも私どもの考え方は、競輪がいろいろの欠点を除去して行つて、りっぱな大衆娯楽として、これが発展して行くようにこいねがってあるのでありまして、その建前から申しましても、もし将来、再び今までにあったような不祥事件が起きたときには、率直にいつても私どもはこれを廃止するくらいの氣持を持つものであります。したがって、そういう鳴尾の事件のようなことが再び起きたときには、従前以上に、もっと強い態度でもつてこれに臨みたいと存じます。

○政府委員(島田喜仁君) ちょっと先ほどの御質問にお答えしておりませんでしたので……。

オート・レースの従業員は四千四百名でございます。

○委員長(武藤常介君) 他に御質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長(武藤常介君) 他に御発言がなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君) 速記をつけ

○委員長(武藤常介君) 次に、産炭地域振興事業団法案を議題とし、政府委員から内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(今井博君) 産炭地域振興事業団法案要綱というのをお手元にお配りしてございますので、その要綱に沿いました補足説明をさせていただきます。

今度の産炭地域振興事業団法案は、この前、大臣から提案理由を御説明いたしましたのでございまして、さきの、昨年の国会におきまして、産炭地域振興法というものが成立いたしました。現在、産炭地域振興審議会を中心にこの振興計画を今樹立をいたしている最中でございまして、産炭地域振興法は産炭地の全体につきまして、産炭地域にいかんして鉱工業を導入するか。現在の産炭地域の石炭鉱業の一種の産業振興という見地から、石炭鉱業の疲弊に對して、鉱工業をいかにして導入し、産炭地域の振興をいかにしてはかるかというところを中心にしてございまして、そのためのいろいろの助成措置、そういうものを考えているのであります。産炭地域振興事業団は、そういう産炭地域で振興計画を立てられまして、たうちで、本来地方行政、地方公共団体というものが担当する分野もございまして、あるいは従来の既存のいろいろな機関でやるという面もございまして、やはりその産炭地域の振興を今後進めていく中核体として、国家資金をこころ直接導入してやったほうが効果的だということから、この事業団と

いうものの設立が考えられたのでございまして、第一の目的といたしましては、これは、ここに書いてございまして、石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の計画的な発展をはかるため、必要な業務をやる、こういうことを目的にいたしてございまして、この目的は、産炭地域振興法で書かれておる目的と趣旨においてはおおむね一致するものでございまして、しかも、この産炭地域——ここに對いてございまして、この産炭地域も、産炭地域振興法で考えておられます産炭地域と大体同じである、こういうふうにお考え願ってございまして、産炭地域振興法では、産炭地域を非常に広く考えてございまして、石炭の産出地域のほかに、その産出地域の周囲の、それに非常に経済的に密接な関係のある周囲の地域をも相当包含いたしてございまして、事業団の活動する産炭地域も同じように、産炭地域だけではなくて、その周囲の地域をも当然に考えておるわけにございまして。ただし、まあ、重点的に仕事を進めていくという意味から、やはり狭義の石炭産出地域というものが、最初は重点にならざるを得ないというふうな緩急の度合いはございまして、概念としては、産炭地域振興法とこの範囲は、おおむね同じである、こういうふうにお考え願ってございまして、鉱工業等というふうに書いてございまして、これも産炭地域振興法と同じく、等の中には、農業等ももちろん包含いたしておるわけにございまして、相当これは広い概念でございまして、実際問題とすると、やはり鉱工業が重点になって、農業等の中でも、まあ、一般のいわゆる農業という

ものにつきましては、実際問題として、はなかな手回らないというふうに思いますが、法律の概念としては、この等の中には、農業等も当然入っております。そういうふうな鉱工業等の振興に必要な業務を行なうことを目的とするというところでございまして、それ以上特に御説明を加えるところはないうわけにございまして、ただ、産炭地域振興法という表現を少し変えておられますので、まあその点について、この産炭地域振興事業団のほうで、この目的が狭いのではないかと、これを衆議院等で相当質問を受けた次第でございまして、産炭地域振興法では、鉱工業の振興のほかに「石炭需要の安定的拡大」というような文句も実は入っております。そのうち「石炭需要の安定的拡大」というようなことをつける必要もなからうかと思ひまして、これは削ってございまして、別にそれは産炭地域振興法の目的が、特にそこで差異を設けたというふうには考えておらないわけにございまして。これは法制局等で、いろいろ論議しました結果、目的としては産炭地域振興法と大体同じであるというふうに政府の解釈としては統一をいたしておるわけにございまして。

それから第二、法人格は、産炭地域振興事業団は法人とするものと。これは通常のこういう事業団法の規定に従ったわけにございまして。第三の事務所も、主たる事務所を東京都に置き、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができるものとする。中央の主たる事務所をどこに置くかという点につきましては、事業団ができてから具体的に決定されるわけにございまして、さしあたりとしては、九州にこの従たる事務所を置く、それ以外の地域は、やはり事業の進捗に從って考えていったらどうか、こう考えております。ただし北海道等につきましては、やはり出張所のような何らかの形で、そういうことを検討する必要があるかと考えておられますが、まだそこまで計画が固まっております。この中で計画して、一応九州に重点を置いて従たる事務所を置く、こういうことに現在考えておる次第でございまして。

それから、資本金は五億円、これは全額政府の出資ということになってございまして、それから資本金の増加が、これも通常の規定でございまして。それからその次の三項も一応事業団法にある規定でございまして、これはこういう規定を特に入れたのは、事業団に出資できるものは、法律的には政府に限らずに、地方公共団体や民間からも出資できるといふことを考えておるわけにございまして、それからもう一つ、出資金は毎年どんどんふえていくと思ひますが、一々法律の改正をしないです事業団は資本金の額の変更を、法律改正を経ないで変更することができるといふふうな規定は、この項でもって、法律改正を経ないでできる、こういう規定をいたしておるわけにございまして。それから、役員は、これは、理事長一人、理事四人以内および監事一人を置くものと。これも事業団の規模が今後大きくなると思ひますが、一応従来の事業団のいろいろの例からいたしまして、この程度の役員が必要じゃないか、この理事四人と書いてございしますが、これはさしあたりは理事は三人程度でいいのではないかと考えておることを考へまして、四人以内というふうに規定をいたしておるわけにございまして。それから、役員の任命につきましては、これは通常の規定でございまして、省略させていただきます。それから、第七の業務の範囲が、一番事業団の問題かと思ひます。特にこの点については御説明をさせていただきます。事業団の業務といたしましては、一は、石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域において、当該地域の振興に必要な鉱工業等の用に供する土地を造成し、及びこれと関連を有する工作物を建設し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。ここでは、第一の業務といたしまして、土地の造成というものを第一の業務として考えておるわけにございまして。それから土地の造成と直接関連を有する土地の造成の意匠におきまして、土地の造成に必要となる、たとえばその土地内の道路であるとか、あるいは排水施設であるとか、あるいは工業用地としての効用を全うさせるための関連施設、たとえば引込道路、引込線、給排水施設、そういうものをこころは考へておるわけにございまして。それから「工作物」といふふうな言葉に書きましたのは、いわゆる施設と同じ意味でございまして、法律としては「工作物」という規定を置いております。それからこれらを管理し、及び譲

渡することという点は、自分で管理するものもございまして、これをよそに譲渡するということ等もございまして、これは鉱工業をそこで営むという事業者に対して、低廉な価格で譲渡したい。譲渡の方法としては、十年程度の長期年賦均等支払というふうに一応考えておるわけでありまして、そこで、土地の造成を主たる業務としたしまして、二では、資金の貸付というものを考えているわけでもございまして、この産炭地域振興事業を、この振興法に基づきまして、現在、審議会で振興計画を今いろいろ立案中でございまして、なお産炭地域からの希望ないし要求としましては、産炭地域振興事業団は、もっと広い業務を考えるというふうな要求が非常にございまして、この土地の造成だけではなく、たとえば工業用水というものを当然取り上げべきだというふうな要望がございまして、それから産炭地発電をこの事業団がその業務として考えていけという強い要望があるわけなんです。いろいろ、われわれとしましては検討いたしました。この土地の造成の問題は、比較的各地方におきまして、ある程度の計画が現在ございまして、工業用水につきましては、これは現在まだ、いろいろ調査の段階でもございまして、これは別途産炭地域振興の調査費というものを三千万、今年も三千万予算成立いたしておりますが、その範囲内におきまして、工業用水には相当の、一番重点を置いて調査費を今つけているわけでありまして、しかし、工業用水につきましては、非常に計画が、まだ調査の段階でありますのと、いま一つ、水の問題に

つきましては、各省と相当、いろいろな関係がございまして、工業用水の問題、たとえばダムの問題、これを事業団が業務としてやるといふことにつきましては、昨年来、いろいろ論議をかわしてございまして、なかなかまだ決定に実は至りません。そういう経緯でございまして、第一の業務としては、土地の造成というものに重点を置きまして、水の問題は、現在いろいろ調査をいたしておりますので、その計画が相当具体化して参りました場合に、これは通常の場合は、当然地方公共団体がやるというのが通常の形でございますが、それぞれの計画で、ひとつ大いによつていただきたしまして、さらにどうしてもそういうことではできないというふうな場合に、それをまた事業団がやるか、あるいは別の形でやるかということは、そこでひとつ政府として部内で十分討議をいたしまして、予算も、そういう角度からつけ得るものならつけて、その上で、この業務をさらに拡大していく、まあそういうふうにステップ・バイ・ステップでいくことが、この事業団を、今後各方面の協力を得て、大いに育成するやうに一番いい道ではないかというふうに考えまして、業務としましてはこの第一の土地の造成という点に実は限定いたしました。工業用水等は、一応削除をいたしましたわけでもございまして、それから第二の産炭地発電の問題につきましては、これは昨年来産炭地発電につきまして、産炭地発電がいいか、あるいは揚地発電がいいかという論議がございまして、通産省の中におきまして相当期間論議の上、揚地発電をこの際としては

ひとつ、大いに推進しよう、それから従来考えておりました産炭地発電は、もちろんそれぞれの計画に従って、これも大いに推進しようという、まあ両方ひとつ推進していこうというところで、当初北九州で産炭地発電を考えた、これを消費地に、中国あるいは関西のほうまで送電すると、こういう問題が相当長い論議の末、揚地発電をとりあえずとうとうということになりましたので、事業団の当初の業務の範囲の中には、そういう大がかりな産炭地発電を考えておったわけでもございまして、これは、そういう経緯で実は削除をいたしております。

それから、さらに別途の従来考えておりました産炭地発電、これは産炭地域で、その電力をできるだけ使うという意味での産炭地発電でございまして、これは現在、それぞれ九州電力が電流なりそれぞれの、あるいは西日本共同火力、そういったもので相当のあやうな計画が進行いたしておりますので、この際としましては、産炭地域振興事業団が、それ以外にやるといふ計画が実は現在ございせん。したがって、これも業務の範囲から削除いたしました次第でございまして、しかし将来事業団が、小さな規模なり、あるいはほんとうの山元で、そういう産炭地発電をやるのが非常に適当であるというふうな計画がございまして、事業団がやったほうが非常に適当だというふうなことになりました場合には、さらにそういう業務の問題の一つとして検討いたす用意は十分にございまして、最初の業務としては、これを削除したほうが、いろいろな各方面の協力を得る場合において、そのほうが賢明である、こういうふうに考えた次第でございまして、

第二は融資の問題でございまして、この資金は設備資金というものに実は限定をいたしております。現在資金のワケとしましては、全体が十億でございまして、まあ土地造成のほうに、一応七、三の割合で、土地造成のほうに約七億、この融資のほうには約二億程度のもので資金の割り振りを計画をいたしておりますが、これは一応予算の算出根拠として、そういう予定をいたしておる次第でございまして、まあその辺の割り振りにつきましては、事業団の実施計画がございまして、さらにもう少し実情に沿うように検討いたしたいと考えております。

また最近、この離職者対策というふうな見地から、事業団の融資をさらに職場転換、炭鉱労働者の安定職場の確保という見地から、この事業団の融資機能を大いに活用しようという考え方が非常に強くなっておりますので、さらにこの融資のほうを、さらにもっとワケをふやすことはもちろんでございまして、現在のこの十億の中の割り振りについては、さらに再検討する必要があると考えております。この場合に、どういった事業に対象として金を貸すかという点は、別に限定いたしておりませんので、鉱工業等という場合、広い範囲に資金の貸し出しを行ないたい。この場合の金利は六分五厘を現在予定いたしておりますので、できるだけまあ長期の貸付を行ないたい。これはこの事業団の融資業務は、もちろん事業団の融資だけでもできる企業もあるわけでもございまして、やはり開発銀行の資金であるとか、あるいは中小金融

公庫の資金であるとか、そういったものをまあ抱き合わせで融資をするというところが実際に必要であらうと考えております。この点は、それぞれの機関と今そういう融資方法等について、具体的なやり方を相談をいたしておる次第でございまして、

それから、この資金の貸付は、先ほど離職者の点に触れましたが、当然に離職者を、炭鉱の離職者をできるだけ吸収することを条件にいたしたいと思っておりますが、その場合においては、離職者のみならず離職者の子弟も含めて、一定の割合を条件にいたしたい、こういうふうに考えておるわけでもございまして、

それから、三号は、まあ別に、通常の規定でございまして、

それから第二項の事業団が委託を受けていろいろな調査をやる。これもまあ通常こういう、これは一般の鉱工業振興の調査は、現在国の予算で調査をやっておりますが、事業団としても、やはり必要な調査をやる必要があるだろうという考えでございまして、

それから第八は業務の委託でございまして、これは、先ほどの融資業務を行ないますので、金融機関等に業務の一部を委託する必要があるかもしれない。たとえば出納関係の仕事とか、そういったことは事業団から金融機関に業務を委託する。

第九は、まあ業務方法書の認可でございまして、これは各事業団に共通の規定でございまして、

第十、第十一も、おおむね共通の規定をここに挙げた次第でございまして、そう別に御説明をする必要がないので省略させていただきます。

以上で補足説明を終わらしていただきます。

○委員長(武藤常介君) 本案の質疑は、都合により後日に譲ります。本日は、これにて散会いたします。午後三時三十分散会

四月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

正する法律

海外経済協力基金法(昭和三十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「理事二人」を「理事四人以内」に改める。

第二十一条第二号中「その達成が確実である」を「その達成の見込みがある」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、ばい煙の排出の規制等に関する法律案

ばい煙の排出の規制等に関する法律案

法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 指定地域及び排出基準(第四条—第七条)

第三章 ばい煙発生施設(第八条—第十八条)

第四章 事故時の措置等(第十九条—第二十一条)

第五章 和解の仲介(第二十二条—第二十五条)

第六章 雑則(第二十六条—第三十一条)

第七章 附則(第三十二条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙等の処理を適切にすること等により、大気汚染による公衆衛生上の危害を防止するとともに、生活環境の保全と産業の健全な発展との調和を図り、かつ、大気汚染に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ばい煙」とは、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するすすその他の粉じん又は亜硫酸ガス若しくは無水硫酸をいう。

2 この法律において「特定有害物質」とは、弗化水素、硫化水素、二酸化セレンその他の人の健康に著しく有害な物質(ばい煙を除く。)で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山を除く。以下同じ)に設置される施設のうち、ばい煙を多量に発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

4 この法律において「ばい煙処理施設」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。

5 この法律において「指定地域」とは、第四条第一項の政令で定める地域をいう。

6 この法律において「排出基準」とは、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される気体に含まれるばい煙の量(以下「ばい煙濃度」という。)の許容限度をいう。

(大気汚染の保持)

第三条 ばい煙又は特定有害物質を大気中に排出する者は、その処理を適切にすること等により、大気が清浄に保たれるように努めなければならない。

第二章 指定地域及び排出基準

(指定地域の指定)

第四条 この法律の規定によりばい煙の排出を規制する地域は、ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙が大気を著しく汚染し、又は著しく汚染するおそれがある場合において、当該汚染の原因となるばい煙発生施設が集合して設置されている地域及び当該地域に隣接する地域でその地域におけるばい煙発生施設の設置が当該汚染に著しい影響を与え、又は与えるおそれがあると認められる地域について、政令で定める。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、その政令の制定又は改廃により指定地域となり、又は指定地域でなくなる地域を管轄する都道府県知事の意見を聞かなければならない。

(排出基準の設定)

第五条 厚生大臣及び通商産業大臣は、指定地域に係る排出基準を、ばい煙発生施設の種類のごとに定めなければならない。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の排出基準を定めるときは、当該排出基準を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とする。

(排出基準の遵守義務)

第六条 指定地域内においてばい煙発生施設において発生するばい煙を排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、当該ばい煙発生施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(大気汚染状況の監視)

第七条 都道府県知事は、指定地域の指定があつたときは、当該指定地域に係る大気汚染の状況を常時監視しなければならない。

第三章 ばい煙発生施設

(設置の届出)

第八条 指定地域内においてばい煙を排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、あらかじめ、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 ばい煙発生施設の種類の

四 ばい煙発生施設の構造

五 ばい煙発生施設の使用の方法

六 ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出をしようとする者は、当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度に関する説明書その他厚生省令、通商産業省令で定める書類を添えて、届け出なければならない。

(経過措置)

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。
(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第十条 第八条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第八条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、当該事項の変更により、当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度の増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第八条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(計画変更(廃入等))

第十一条 都道府県知事は、第八条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙濃度が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、ばい煙発生施設の使用方法又はばい煙の処理の方法の変更(前条第一項の規定による届出に係るこれらの変更の計画の廃止を含む)を命ずることができる。

2 都道府県知事は、第八条第一項の規定による届出又はばい煙発生施設の構造の変更に係る前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙濃度

が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合せず、かつ、前項の規定による命令によつては当該ばい煙濃度を当該排出基準に適合させることが著しく困難であると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、ばい煙発生施設の構造に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る当該計画の廃止を含む)又はばい煙発生施設の設置を含む計画の廃止を命ずることができる。

が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合せず、かつ、前項の規定による命令によつては当該ばい煙濃度を当該排出基準に適合させることが著しく困難であると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、ばい煙発生施設の構造に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る当該計画の廃止を含む)又はばい煙発生施設の設置を含む計画の廃止を命ずることができる。

(実施制限)

第十二条 第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係るばい煙発生施設を

2 都道府県知事は、その届出に係る事項の内容が相当であると認めるとき、その他必要があると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

第十三条 第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係るばい煙発生施設又はばい煙処理施設の設置又は構造の変更の工事をした場合において、その工事に係る施設の全部又は一部の使用を開始したときは、その日から十五日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(氏名等の変更の届出)

第十四条 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十五条 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善命令等)

第十六条 都道府県知事は、指定地域内に設置されているばい煙発生施設に係るばい煙濃度が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙排出者に対し、期限を定めて、ばい煙発生施設の使用の方法、ばい煙の処理の方法又はばい煙発生

施設の構造の改善を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合には、当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第九条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係るばい煙発生施設については、同項に規定する指定地域となつた日又はばい煙発生施設となつた日から二年間は適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがある場合及びその者が第十条第一項の規定による届出をした場合において当該届出をした日から六十日を経過した場合は、この限りでない。

(ばい煙濃度の測定)

第十七条 ばい煙排出者は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(使用の廃止の届出)

第十八条 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第四章 事故時の措置等

(ばい煙発生施設の事故時の措置等)

第十九条 ばい煙排出者は、ばい煙発生施設又はばい煙処理施設について、故障、破損その他の事故が発生し、当該事故に係る当該ばい煙発生施設に係るばい煙濃度が当該ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないばい煙を排出し、又は排出するおそれが生じたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

2 前項に規定する事故が発生した場合において、その事故が厚生省令、通商産業省令で定める程度のものであるときは、当該事故に係るばい煙排出者は、すみやかに、その事故の状況、その事故についての講じ、又は講じようとする応急の措置の方法並びにその事故についての復旧工事の方法及び完了の予定を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第十六条第一項及び第二項の規定は、第二項の規定による届出をした者については、当該施設の復旧工事に必要と認められる期間内は、適用しない。
(特定有害物質に関する事故時の措置)
第二十条 工場又は事業場に設置されている特定有害物質を発生する

施設（以下「特定施設」という。）において発生する特定有害物質を排出する者（以下「特定有害物質排出者」という。）は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定有害物質が多量に排出されたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の地域における人の健康がそこなわれ、又はそこなわれるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質排出者に対し、その事故の拡大及び再発の防止に必要な措置を講ずることを勧告することができる。

（緊急時における都道府県知事の措置）

第二十一条 都道府県知事は、霧が持続的に発生したことにより、指定地域に係る大気の汚染が著しく人の健康をそこなうおそれがある場合であつて、厚生省令、通商産業省令で定めるときは、その事態を一般に周知させるとともに、指定地域内においてばい煙を排出する者に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する事態が発生した場合において、他の都道府県の指定地域において排出するばい煙が当該事態の発生に著しい影響があると認めるとき

は、当該他の都道府県知事に対し、前項に規定する措置をとることを求めることができる。

第五章 和解の仲介

（和解の仲介の申立て）

第二十二條 ばい煙発生施設又は特定施設において発生し、大気中に排出されたばい煙又は特定有害物質による被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることができ、

（仲介員名簿の作成）

第二十三條 都道府県知事は、毎年仲介員候補者十五人以上以内を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならない。

2 前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者及び産業又は公衆衛生に關し学識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

（仲介員の指定）

第二十四條 都道府県知事は、第二十二條の規定による申立てがあつたときは、前条第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2 前項の場合において、一の紛争に係る申立てが二以上の都道府県知事になされたときは、当該都道府県知事は、協議により仲介員を指定することができる。

（仲介員の任務）

第二十五條 仲介員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解

決されるように努めなければならない。

第六章 雑則

（立入検査）

第二十六條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ばい煙排出者又は特定有害物質排出者の工場又は事業場に立ち入り、その者の帳簿書類、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告の徴収）

第二十七條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、ばい煙排出者又は特定有害物質排出者に対し、そのばい煙発生施設の状態、ばい煙の処理の方法若しくはばい煙濃度又は特定施設の事故の状況若しくは事故時の措置に關し報告をさせることができる。

（適用除外）

第二十八條 電氣に関する臨時措置に關する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電氣事業法（昭和六年法律第六十一号。以下「旧電氣事業法」という。）の適用を

受ける電氣工作物又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定するガス工作物であるばい煙発生施設又は特定施設において発生するばい煙又は特定有害物質を排出する者については、第三章（第十七条を除く）、第十九条第二項及び第三項、第二十条第二項、第二十六条並びに前条の規定を適用せず、旧電氣事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによる。

（関係行政機関の協力）

第二十九條 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、ばい煙発生施設の状態等に関する資料の送付その他の協力を求めることができる。

（国の援助）

第三十條 国は、ばい煙処理施設の整備を促進することにより、大気の汚染の防止に資するため、ばい煙処理施設の設備又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（研究の推進等）

第三十一條 国は、ばい煙及び特定有害物質の処理に關する技術並びに大気の汚染の人の健康に及ぼす影響の研究その他大気の汚染の防止に關する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

第七章 罰則

第三十二條 第十一條第一項若しくは第二項又は第十六條第一項若しくは第二項の規定による命令に違

反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十三條 第八條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十四條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項又は第十條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二條第一項の規定に違反した者

三 第十七條の規定による記録をせず、又は偽造の記録をした者

四 第二十六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十七條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第三十六條 第十三條、第十四條、第十五條第三項、第十八條又は第十九條第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内におい

て政令で定める日から施行する。
ただし、附則第三項の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第六号中「及び鉱水」を、「鉱水及び鉱煙」に改め、同項第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五 公共の危害の防止のためにするばい煙の排出の規制等に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第二条第四項に規定するばい煙処理施設で自治省令で定めるもの

(中小企業振興資金等助成法の一部改正)

3 中小企業振興資金等助成法(昭和三十一年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「又は工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第八十二号)第二条第三項に規定する汚水処理施設」を、「工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第八十二号)第二条第三項に規定する汚水処理施設又はばい煙の排出の規制等に関する法律(昭和三十一年法律第 号)第二条第四項に規定するばい煙処理施設」に改める。

昭和三十一年四月十日印刷

昭和三十一年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局